



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年12月8日金曜日 第1819号

### ◇ 目次 ◇

規 則

愛媛県立医療技術大学学則の一部を改正する規則.....1027

告 示

特約業者の指定の取消し.....1027

医師の指定.....1028

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....1028

地籍調査の成果の認証.....1030

農地法に基づく農地の最低限面積の指定の一部改正.....1030

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....1031

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（3件）.....1031

保安林の指定施業要件の変更予定.....1031

義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧...1032

建設業法第29条の2の規定による公告.....1032

道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....1032

道路の区域変更（県道猿鳴平城線）.....1033

道路の供用開始（ ” ）.....1033

開発行為に関する工事の完了.....1033

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1033

一般県道岩城弓削線（生名橋）生名橋建設工事.....1034

### 雑 報

肱川水系山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催.....1038

### 正 誤

平成18年10月6日付け第1801号愛媛県告示第1447号（医療機関の指定）中.....1038

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第62号

愛媛県立医療技術大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県立医療技術大学学則の一部を改正する規則

愛媛県立医療技術大学学則（平成15年愛媛県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員）</p> <p><b>第7条</b> 本学に次の職員を置く。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>准教授</u></p> <p>(5)～(8) 省略</p> <p>（教授会）</p> <p><b>第9条</b> 省略</p> <p>2 教授会は、学長、学部長、教授、<u>准教授</u>及び講師（常時勤務する者に限る。）をもって組織する。ただし、学長は、必要があると認める場合は、その他の職員を加えることができる。</p> <p>3～5 省略</p>	<p>（職員）</p> <p><b>第7条</b> 本学に次の職員を置く。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>助教授</u></p> <p>(5)～(8) 省略</p> <p>（教授会）</p> <p><b>第9条</b> 省略</p> <p>2 教授会は、学長、学部長、教授、<u>助教授</u>及び講師（常時勤務する者に限る。）をもって組織する。ただし、学長は、必要があると認める場合は、その他の職員を加えることができる。</p> <p>3～5 省略</p>

### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1729号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規

定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び 代表者の氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
四国産業株式会社 代表取締役 上田 宗徳	松山市三番町八丁目328番10	平成18年 10月31日

○愛媛県告示第1730号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
聴覚・平衡機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人真泉会第一 病院	山田和臣	今治市宮下町一丁目1番21号	平成 18年12月1日

○愛媛県告示第1731号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
愛媛県立三島病院	四国中央市中之庄町1684番地2	松山市 愛媛県知事 加戸守行	精神通院医療	平成18年 12月1日
金井神経内科	西条市北条437-3	西条市 金井 熙	精神通院医療	平成18年 12月1日
医療法人桜会たば麻酔科クリニック	松山市古川北三丁目19番5号	松山市 医療法人桜会 たば麻酔科クリニック 理事長 多保 悦夫	精神通院医療	平成18年 12月1日
宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	東京都港区 社団法人全国社会保険協会連合会 会長 安西 邦夫	精神通院医療	平成18年 12月1日
アキクリニック	今治市共栄町二丁目2-1	今治市 根布 昭彦	精神通院医療	平成18年 12月1日
藤崎薬局	喜多郡内子町内子1936	喜多郡内子町 藤崎 尚実	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
しんかわ駅前薬局	伊予市下吾川1994-2	伊予市 大野 紀子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
ティーズ薬局北久米店	松山市北久米町246番地2号	松山市 有限会社ティーズ・ファーマシー 代表取締役 田中 智美	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
ティーズ薬局	松山市山越四丁目4番35号	松山市 有限会社ティーズ・ファーマシー 代表取締役 田中 智美	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
吉村調剤薬局・城辺店	南宇和郡愛南町城辺甲2463-2	高知県宿毛市 吉村調剤薬局有限会社 取締役 吉村 すみ代	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
有限会社ハルキヤ薬局	四国中央市三島中央二丁目12-4	四国中央市 有限会社ハルキヤ薬局 取締役 玉置 千代子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
おおかめ調剤薬局	松山市森松町947番地3	松山市 有限会社おおかめ調剤薬局 代表取締役 大亀 敦子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
コスモ薬局中央店	四国中央市川之江町2980-1	四国中央市 有限会社ネオファルマー 代表取締役 香川 将章	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
信義洋行薬局	四国中央市土居町入野860	四国中央市 越智 敏博	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
城西調剤薬局	松山市高岡町178-6	松山市 有限会社城西調剤薬局 代表取締役 渡部 靖子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
有限会社城西調剤薬局八幡浜店	八幡浜市古町一丁目1030-4	松山市 有限会社城西調剤薬局 代表取締役 渡部 靖子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
有限会社城西調剤薬局大洲店	大洲市東大洲141	松山市 有限会社城西調剤薬局 代表取締役 渡部 靖子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
つばき調剤薬局	松山市古川西1-10-11	松山市 有限会社城西調剤薬局 代表取締役 渡部 靖子	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日

有限会社ひろ調剤薬局北斎院店	松山市北斎院町928番地2	松山市 有限会社ひろ調剤薬局 代表取締役 渡部 雄二	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
有限会社ひろ調剤薬局砥部店	伊予郡砥部町高尾田635-4	松山市 有限会社ひろ調剤薬局 代表取締役 渡部 雄二	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
有限会社ひろ調剤薬局北土居店	松山市北土居町371番地5	松山市 有限会社ひろ調剤薬局 代表取締役 渡部 雄二	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
有限会社ひろ調剤薬局田窪駅前店	東温市田窪2027	松山市 有限会社ひろ調剤薬局 代表取締役 渡部 雄二	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
ときわ調剤薬局	南宇和郡愛南町御荘平城2311	南宇和郡 土岐 英之	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
そよかぜ薬局	新居浜市中萩町1-40	新居浜市 株式会社サミット 代表取締役 香川 将章	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
ゆかわ薬局道後店	松山市道後一丁目2-12	松山市 有限会社ゆかわ薬局 代表取締役 湯川 充喜	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
薬寿マリン薬局	八幡浜市大平1-774-5	八幡浜市 有限会社薬寿 代表取締役 祖母井 弘澄	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日
くすりの健美堂薬局	四国中央市三島中央一丁目7-30	四国中央市 大西 啓二	精神通院医療 (薬局)	平成18年 12月1日

## ○愛媛県告示第1732号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
グリーン薬局	八幡浜市五反田1番耕地1055	西予市 有限会社しみず調剤薬局		平成18年 12月1日
しみず調剤薬局	西予市三瓶町朝立1番耕地22-7	西予市 有限会社しみず調剤薬局		平成18年 12月1日
ヒアサ薬局壬生川店	西条市周布486番地4	今治市 有限会社ヒアサ薬局		平成18年 12月1日
有限会社ロンドン薬局	西条市本町1	西条市 有限会社ロンドン薬局		平成18年 12月1日
信義洋行薬局	四国中央市土居町入野860	四国中央市 越智 敏博		平成18年 12月1日
みしま薬局	宇和島市長堀3丁目5-11	宇和島市 有限会社若葉調剤		平成18年 12月1日
藤崎薬局	喜多郡内子町内子1936	喜多郡内子町 藤崎 尚実		平成18年 12月1日
有限会社ハルキヤ薬局	四国中央市三島中央2丁目12-4	四国中央市 有限会社ハルキヤ薬局		平成18年 12月1日
そよかぜ薬局	新居浜市中萩町1-40	新居浜市 株式会社サミット		平成18年 12月1日
コスモス薬局中央店	四国中央市川之江町2980-1	四国中央市 有限会社ネオファルマー		平成18年 12月1日
有限会社城西調剤薬局八幡浜店	八幡浜市古町1丁目1030-4	松山市 有限会社城西調剤薬局		平成18年 12月1日
有限会社城西調剤薬局大洲店	大洲市東大洲141	松山市 有限会社城西調剤薬局		平成18年 12月1日
有限会社ひろ調剤薬局砥部店	伊予郡砥部町高尾田635-4	松山市 有限会社ひろ調剤薬局		平成18年 12月1日
有限会社ひろ調剤薬局田窪駅前店	東温市田窪2027	松山市 有限会社ひろ調剤薬局		平成18年 12月1日
ときわ調剤薬局	南宇和郡愛南町御荘平城2311	南宇和郡愛南町 土岐 英之		平成18年 12月1日
おがた薬局	大洲市若宮496番地2	大洲市 有限会社おがた薬局		平成18年 12月1日

○愛媛県告示第1733号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
宇和島市	大字坂下津の一部	平成15年度から平成17年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成18年12月8日

○愛媛県告示第1734号

農地法に基づく農地の最低限面積の指定（昭和45年11月愛媛県告示第1124号）の一部を次のように改正する。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域		面積	区域		面積
郡市名	町村名等		郡市名	町村名等	
省略			省略		
越智郡	_____上 島町	30アール	周桑郡	小松町のうち旧石鎚村	30アール
上浮穴郡	省略		越智郡	波方町、吉海町、伯方町、関前村、上島町	
喜多郡	_____内子町のうち旧内子町（旧満穂村、旧立川村、旧五城村及び旧大瀬村を除く。）並びに旧五十崎町（旧天神村及び旧御祓村を除く。）		上浮穴郡	省略	
西宇和郡	_____伊方町のうち旧伊方町及び旧三崎町		喜多郡	長浜町のうち旧長浜町及び旧櫛生村、内子町のうち旧内子町、五十崎町のうち旧五十崎町	
南宇和郡	省略		西宇和郡	保内町のうち旧喜須木村及び旧川之石町、伊方町、三崎町	
今治市	旧渦浦村（旧今治市に限る。）旧波方町、旧吉海町、旧伯方町及び旧関前村		南宇和郡	省略	
宇和島市	省略		今治市	旧渦浦村	
八幡浜市	旧川之石町		宇和島市	省略	
新居浜市	省略		新居浜市	省略	
西条市	旧石鎚村		四国中央市	省略	
大洲市	旧長浜町（旧喜多瀬村、旧出海村、旧大和村及び旧白滝村を除く。）		省略		
四国中央市	省略		越智郡	宮窪町、上浦町のうち旧瀬戸崎村、大三島町のうち旧岡山村及び旧宮浦村	40アール
省略			温泉郡	中島町のうち旧神和村	
上浮穴郡	_____久万高原町のうち旧久万町（同町大字入野及び大字菅生五番耕地並びに同町のうち旧川瀬村を除く。）旧面河村及び旧美川村	40アール	上浮穴郡	小田町のうち旧参川村、久万高原町のうち旧久万町（同町大字入野及び大字菅生五番耕地並びに同町のうち旧川瀬村を除く。）旧面河村及び旧美川村	
喜多郡	内子町のうち旧天神村及び旧参川村		喜多郡	長浜町のうち旧大和村、五十崎町のうち旧天神村	

西宇和郡	伊方町のうち旧瀬戸町
北宇和郡	鬼北町のうち旧愛治村及び旧日吉村
南宇和郡	省略
松山市	旧神和村
今治市	旧宮窪町、旧瀬戸崎村、旧岡山村及び旧宮浦村
宇和島市	旧蔭淵村、旧北灘村及び旧下灘村
八幡浜市	旧磯津村
大洲市	旧大和村
四国中央市	省略

西宇和郡	保内町のうち旧磯津村、瀬戸町
北宇和郡	広見町のうち旧愛治村、日吉村、津島町のうち旧北灘村及び旧下灘村
南宇和郡	省略
宇和島市	旧將瀨村
四国中央市	省略

○愛媛県告示第1735号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、八幡浜市川之内及び国木地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ほ場整備事業・佐田岬半島東地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年12月11日から平成19年1月12日まで
- 3 縦覧場所  
八幡浜市役所

○愛媛県告示第1736号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、松山市浄瑠璃町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・大谷下地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年12月11日から平成19年1月12日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所

○愛媛県告示第1737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、大洲市喜多山、成能、森山、菅田町宇津、松尾、長谷、黒木、野佐来、北只、平野町平地、阿蔵、上須戒、多田及び八多喜町並びに喜多郡内子町内子、城廻、大瀬南及び五百木地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・大洲喜多地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年12月11日から平成19年1月12日まで
- 3 縦覧場所  
大洲市役所、内子町役場及び内子町役場内子分庁

○愛媛県告示第1738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、喜多郡内子町平岡及び重松地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・大洲喜多地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年12月11日から平成19年1月12日まで
- 3 縦覧場所  
内子町役場

○愛媛県告示第1739号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
松山市食場町乙10
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
食場町乙10（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
宇和島市津島町山財1721

(2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
今治市朝倉下乙201の1、乙201の2、乙204から乙206まで、乙207の1から乙207の5まで、乙208から乙212まで、乙214

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1740号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出事項

（愛南水産課管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
南宇和郡愛南町御荘平山1389 向田信義	南宇和郡愛南町御荘平山922 西村章	南宇和郡愛南町御荘菊川2289 西川忠男	御庄	愛南漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成18年12月8日から同年12月22日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

愛南水産課管内の加入区	宇和島地方局産業経済部愛南水産課
-------------	------------------

○愛媛県告示第1741号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2の規定に基づき、次の建設業者の営業所の所在地又はその所在が確知できないので公告する。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名
（般-15）第13979号	平成15年4月7日	有限会社八木建設	八木 篤雄

○愛媛県告示第1742号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町北表乙368番4から 同町北表乙368番1まで	旧	メートル 4.0~10.1	キロメートル 0.213	
			新	16.5~93.3	0.162	

○愛媛県告示第1743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦1833番5から 同町中浦1803番1地先まで	旧	メートル 4.0~25.0	キロメートル 0.130	
			新	9.0~78.5	0.095	

○愛媛県告示第1744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦1833番5から 同町中浦1803番1地先まで	平成18年12月8日

○愛媛県告示第1745号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
18宇局建（開）第4号 平成18年11月24日	宇和島市津島町高田甲2713番1、甲2714番、甲2715番、甲2716番、甲2717番、甲2718番、甲2720番、甲2722番及び甲2726番1	八幡浜市松柏丙516番地 株式会社サンリード 代表取締役 清水 俊三

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平成18年11月27日	特定非営利活動法人 障害者生活センター息吹	田 中 淳 司	松山市福角町1536番地5	この法人は、身体・知的・精神の障害（児）者と家族に対して、共育と共働の事業と生活の安定と向上及び心のやすらぎの探求をする事業を通じ、自立生活から自活生活を図り、公益に寄与する事を目的とする。

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年12月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

## (1) 工事名

一般県道岩城弓削線（生名橋） 生名橋建設工事（電子入札対象案件）

## (2) 工事場所

愛媛県越智郡上島町生名から弓削佐島まで

## (3) 工事概要

ア 橋梁下部工事（橋脚2基）一式

イ 鉄筋コンクリート製主塔

(ア) 数量 2基

(イ) 塔高 (P1) 94.6メートル

(P2) 93.6メートル

ウ 橋梁上部工事

(ア) 施工延長 515メートル

(イ) 道路幅員 4.0(7.5)メートル

(ウ) 形式 3径間連続鋼・コンクリート混合斜張橋

a PC桁部 PC箱桁

b 鋼桁部 鋼床版箱桁

## エ 使用する主要な資機材

(ア) 橋梁下部

a コンクリート 約 6,109立方メートル

b 鉄筋 約 1,041トン

(イ) 鉄筋コンクリート製主塔

a コンクリート 約 3,007立方メートル

b 鉄筋 約 1,340トン

(ウ) PC桁部

a コンクリート 約 3,510立方メートル

b 鉄筋 約 542トン

c PC鋼材 約99トン

(エ) 鋼桁部

a 鋼材 約 560トン

## (4) 工期

工事請負契約の成立の日の翌日から平成21年12月25日まで

## (5) 予定価格

4,756,500,000円（4,530,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。））

## (6) 調査基準価格

4,008,557,971円（3,817,674,259円（消費税及び地方消費税を除く。））

## (7) その他

ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この公告の工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事である。

ウ この公告の工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、電子入札

システムにより難しい者又は特に紙入札を希望する者は、知事の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

## (1) 入札参加資格を有する者

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ア 構成員の数が3者であり、任意かつ自主的に結成されたものであること。

イ 代表者である構成員が次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(ア) 知事の審査を受け、工事種別「土木一式工事」について平成18年度の特定期調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定期調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ウ) この公告の工事に係る他の共同企業体の構成員でない者であること。

(エ) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事指名停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う指名停止の期間がない者であること。

(オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(カ) 平成16年度又は平成17年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係る工事成績評定点の平成16年度の平均点数又は平成17年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

(キ) 土木工事業について、特定建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。以下同じ。）を受けている者であること。

(ク) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が申請書の提出期限の日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。）の結果通知書の総合評定値が、土木一式工事において1,200点以上の者であること。

(ケ) 申請書の提出期限の日から起算して過去10年間に、次の要件をすべて満たす工事の元請（共同企業体の構成員である場合にあつては、代表者に限る。以下同じ。）としての施工実績（財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（CORINS）に登録されたもののうち、工事が完成したもの（以下「CORINSに登録されたもの」という。）に限る。）を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土



木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

a 鉄筋コンクリート製主塔を有するPC斜張橋又はエクストラード橋であること。

b 最大支間長 115メートル以上であること。

(コ) 次の要件をすべて満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。

a 技術士（建設部門に係るものに限る。）又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（土木工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

b 申請書の提出期限の日から起算して過去10年間に、(ケ)に規定する工事（元請としてのものであり、かつ、CORINSに登録されたものに限る。）に監理技術者又は主任技術者として従事した経験（当該工事の工期の3分の2以上を占める従事経験に限る。）を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

(カ) 構成員のうち、出資比率が最大で、かつ、直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が土木一式工事において最高の者であること。

ウ 代表者以外の構成員が、PC桁部の施工を担当する構成員にあつては(ア)の要件を、鋼桁部の施工を担当する構成員にあつては(イ)の要件を満たす者であること。

(ア) 次に掲げるPC桁部の施工を担当する構成員の要件

a イ(ア)から(キ)までに掲げる要件

b 直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、プレレストコンクリート工事において1,000点以上の者であること。

c 申請書の提出期限の日から起算して過去10年間に、次の要件をすべて満たすPC橋上部工事の元請としての施工実績（CORINSに登録されたものに限る。）を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(a) 最大支間長70メートル以上であること。

(b) 架設工法が現場製作による片持式張出架設であること。

d 次の要件をすべて満たす技術者を、PC桁部の施工管理を担当する主任技術者として、専任で配置することができる者であること。

(a) 技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）に係るものに限る。）又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（土木工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(b) 申請書の提出期限の日から起算して過去10年間に、cに規定する工事（元請としてのものであり、かつ、

CORINSに登録されたものに限る。）に監理技術者又は主任技術者として従事した経験（当該工事の工期の3分の2以上を占める従事経験に限る。）を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の土木一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

(イ) 次に掲げる鋼桁部の施工を担当する構成員の要件

a 知事の審査を受け、工事種別「鋼構造物工事」について平成18年度の特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

b イ(イ)から(オ)までに掲げる要件

c 平成16年度又は平成17年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係る工事成績評定点の平成16年度の平均点数又は平成17年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

d 鋼構造物工事業について、特定建設業の許可を受けた者であること。

e 直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、鋼橋上部工事において1,000点以上の者であること。

f 申請書の提出期限の日から起算して過去10年間に、次の要件をすべて満たす鋼橋上部工事の元請としての施工実績（CORINSに登録されたものに限る。）を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(a) 鋼箱桁橋の上部工事であること。

(b) 架設工法がフローティングクレーンによる一括架設であること。

g 次の要件をすべて満たす技術者を、鋼桁部の施工管理を担当する主任技術者として、工場での製作期間に配置することができる者であり、かつ、現地での架設期間に専任で配置することができる者であること。

なお、工場での製作期間に配置する技術者と現地での架設期間に専任で配置する技術者とは同一の者でなくともよいものとする。

(a) 技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）に係るものに限る。）又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（鋼構造物工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(b) 申請書の提出期限の日から起算して過去10年間に、fに規定する工事（元請としてのものであり、かつ、CORINSに登録されたものに限る。）に監理技術者又は主任技術者として従事した経験（当該工事における現地での架設期間の3分の2以上を占める従事経験（工場での製作期間に配置する技術者は、当該工事における工場での製作期間の3分の2以上の従事経験）に限る。）を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認

めない。

エ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

オ 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

(ア) この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

(イ) この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

(2) 入札参加資格の確認

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱第11条第1項の規定に基づき、申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ アに掲げる申請書の提出は、原則として、代表者となる者とする者が、電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で行わなければならない。ただし、紙入札方式による場合にあっては、この限りでない。

ウ 申請書は、電子入札システムにより平成18年12月8日（金）から25日（月）までの電子入札システムの稼働時間中（午前9時から午後5時までをいう。以下同じ。）に提出すること。ただし、紙入札方式による者にあっては、(ア)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所へ、申請書を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。

(ア) 受付期間

平成18年12月8日（金）から25日（月）までの受付時間中（午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）  
なお、郵送による場合にあっては、平成18年12月25日（月）の午後5時までに、(イ)に掲げる場所に必着のこと。

(イ) 受付場所

愛媛県土木部管理局土木管理課  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 (089)912 2643

エ 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、平成19年1月15日（月）までに、電子入札システムにより通知する。

なお、紙入札方式による者にあっては、書面により通知する。

オ その他

(ア) 申請書の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

(イ) 提出された申請書は、返却しない。

(ウ) 詳細は、入札説明書による。

(3) 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

ア 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、平成19年1月24日（水）までの受付時間中に(2)ウ(イ)に掲げる場所に持参して提出すること。郵送又は電送による書面は、受け付けない。

ウ イの書面を提出した者に対する回答は、平成19年1月29日（月）までに、書面により行う。

(4) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成18年12月8日（金）から平成19年2月1日（木）まで  
イ 交付（掲載）場所

(ア) 愛媛県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）  
<http://www.pref.ehime.jp/070doboku/010dobokukanri/00005737041124/index.htm>

(イ) 入札情報公開システム

<http://ebid.pref.ehime.jp/ppi.html>

(ウ) (2)ウ(イ)に掲げる場所

ウ なお、設計書、図面及び仕様書については、平成18年12月8日（金）から平成19年1月29日（月）までの間において、入札説明書に定めるところにより貸与する。

エ 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムにより、平成18年12月11日（月）から平成19年1月19日（金）までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

オ エの質問に対する回答を記載した書面は、次のとおり閲覧に供するとともに、その内容を県ホームページに公表する。

(ア) 閲覧期間

平成19年1月25日（木）から29日（月）までの受付時間中

(イ) 閲覧場所

(2)ウ(イ)に掲げる場所

3 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

平成19年1月30日（火）から2月1日（木）までの電子入札システムの稼働時間中

(2) 開札の日時

平成19年2月2日（金）午前11時

(3) 開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁第二別館5階入札室

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、紙入札方式による者にあっては、郵便による入札の場合を除き、開札の日時に開札の場所へ持参して提出すること。

(5) 郵便による入札の取扱い

郵便による入札の場合は、入札書は、書留郵便により、平成19年2月1日（木）午後5時までに、2(2)ウ(イ)に掲げる場所に必着のこと。

(6) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 予定価格を超える金額を記載した入札書を提出した者に対しては、不誠実な行為として指名停止の措置を行うことがあ

る。

エ 調査基準価格を下回る価格で入札を行う者は、開札後直ちに、入札説明書に定めるところの資料を2(2)ウ(イ)に掲げる場所へ持参して提出すること。

#### 4 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

#### 5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することができる。

イ 契約に際しては、請負代金額の10分の1（規則第133条の2第2項の規定による調査（以下「低入札価格調査」という。）に係る契約にあっては、請負代金額の10分の3）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより併せて提出すること（郵便による入札の場合には、封かんした入札書と同封して送付すること）。ただし、紙入札方式による者（郵便による入札を行う者を除く。）にあっては、開札の日時に開札の場所へ持参により提出すること。

イ 工事費内訳書には、工事区分及び工種ごとに、金額を記載すること。

ウ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めたものであり、入札の効力及び契約上の権利義務に影響を与えるものではない。

(4) 入札の無効等

ア 入札参加資格を有しない者及び入札参加確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 別に配置を求める技術者

低入札価格調査に係る契約については、監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めるこ

とがある。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) 落札者の決定方法

ア 規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

イ 落札者が決定した場合は、直ちにすべての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、仮契約締結後、県ホームページ及び入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

(8) 契約の成立

ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。

イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(9) 特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格の審査を受けていない者の参加

2(1)イ(ア)、2(1)ウ(ア) a 又は2(1)ウ(イ) a の知事の審査を受けていない者で共同企業体の構成員になろうとするものは、当該共同企業体に係る申請書を提出するまでに、知事の審査を受けなければならない。

(10) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

愛媛県土木部管理局土木管理課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2643

(11) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary

(1) Nature and quantity of the construction work to be required:  
Construction work on the Ikina Bridge (General Prefectural Road Iwagi Yuge Line)

(2) Time limit of tender by electronic bidding system: 5:00 p.m., 1 February 2007 (tenders brought with 11:00 a.m., 2 February 2007 or tenders submitted by mail: 5:00 p.m., 1 February 2007)

(3) For further information, please contact: Public Works Administration Division, Administrative Subdepartment, Department of Public Works, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2643

雑 報

○公 告

肱川水系山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、肱川水系山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、法第16条の規定に基づき次のとおり公告し、準備書を縦覧に供する。

また、法第17条の規定により、準備書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。

なお、準備書について、法第18条の規定により環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成18年12月 8 日

国土交通省四国地方整備局長

北 橋 建 治

1 事業者の氏名及び住所

(1) 事業者の氏名

国土交通省四国地方整備局長 北橋 建治

(2) 事業者の住所

香川県高松市サンポート 3 番33号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 対象事業の名称 肱川水系山鳥坂ダム建設事業

(2) 対象事業の種類 ダム新築事業

(3) 対象事業の規模 貯水面積76ヘクタール（サーチャージ水位における貯水池の区域の面積）

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県大洲市

4 関係地域の範囲

愛媛県大洲市、同県西予市

5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

香川県高松市サンポート 3 番33号 高松サンポート合同庁舎  
国土交通省四国地方整備局総務部総務課（情報公開室）

愛媛県大洲市肱川町予子林 6 番地 4

国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県庁

愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

大洲市役所

愛媛県大洲市長浜甲 480 番地の 3

大洲市役所長浜支所

愛媛県大洲市肱川町山鳥坂74番地

大洲市役所肱川支所

愛媛県大洲市河辺町植松 548 番地

大洲市役所河辺支所

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

西予市役所

愛媛県西予市野村町野村12号 619 番地

西予市役所野村総合支所

愛媛県西予市城川町下相 945 番地

西予市役所城川総合支所

(2) 縦覧期間

平成18年12月 8 日から平成19年 1 月15日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日及び12月29日から 1 月 3 日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時まで（午前12時から午後 1 時までを除く。）

6 意見書の提出

法第18条第 1 項の規定に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出することができる。

7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 平成19年 1 月29日まで

(2) 提出先

愛媛県大洲市肱川町予子林 6 番地 4（〒797 1505）

国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所調査設計課

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見

意見書は日本語により、意見の理由も含めて記載すること。

8 説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 開催日時

第 1 回 平成18年12月17日午後 2 時から

第 2 回 平成18年12月19日午後 2 時から

(2) 開催場所

第 1 回 愛媛県大洲市肱川町山鳥坂73番地

大洲市肱川公民館

第 2 回 愛媛県大洲市東大洲1582番地

リジェール大洲

正 誤

○正 誤

平成18年10月 6 日付け第1801号愛媛県告示第1447号（医療機関の指定）中

ページ	箇所	誤	正
862	開設者の氏名 又は名称	医療法人さいじょう会 星加病院	医療法人さいじょう会 星加医院
862	名称	医療法人さいじょう会 星加病院	医療法人さいじょう会 星加医院